### 改訂版

# 支援を必要とする子どもの教育・保育のあり方 (基本方針)~就学前施設編~



令和 6 年(2024 年)3 月 伊丹市教育委員会

#### はじめに

我が国における特別支援教育は、平成19年(2007年)に本格的なスタートを切りました。

本市においては、平成20年(2008年)に、「今後の特別支援教育のあり方(基本方針)」を策定し、以降、校内体制の整備など特別支援教育の充実に取り組んでまいりました。

平成25年(2013年)から3年間は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を受託し、「合理的配慮」の提供と「基礎的環境整備」等に取り組んでまいりました。

平成28年(2016年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 が施行され、「合理的配慮」の提供が義務づけられ、また、平成29年(2017年)に告 示された新学習指導要領において、特別支援教育に関する記述が充実されました。

平成31年(2019年)には、本市始まって以来となる大きな伊丹市行政組織の改編が行われ、保育所やこども園等すべての就学前施設が教育委員会の所管となり、幼児期から青年期に至るまでの切れ目のない一体的な支援を行える体制が整いました。

「基本方針」〜就学前施設編〜は、令和2年(2020年)7月の策定以降、令和3年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、特別支援 教育を取り巻く環境の変化に対応していくために、この度、改訂をしました。

今後は、今一度、「児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を 高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援 を行う」といった特別支援教育の理念に立ち返り、障害の有無にかかわらず、誰もが その能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生 きられる社会の構築を目指して取組を進めてまいります。

> 令和6年(2024年)3月 伊丹市教育長 木下 誠

# 目 次

# はじめに

Ι.	乳幼児を取り巻	く社会環境と本市の就学前施設の現状

		1
П	. 基本理念	2
Π	[. 今後の方向性	3
	1. 一貫した支援	
	<ul> <li>(1)支援を必要とする子どもへの関わり</li> <li>(2)保育者等の姿勢</li> <li>(3)『サポートファイル・個別の支援計画「ステップ★ぐんぐん」』の作成</li> <li>(4)「個別の指導計画」の作成</li> <li>(5)「ステップ★ぐんぐん」と「個別の指導計画」との活用</li> <li>(6)医療的ケアが必要な子どもに対する体制整備</li> <li>(7)保護者支援</li> </ul>	
	2. 拠点園の活用	5
	<ul> <li>3. 保育者等の専門性の向上         <ul> <li>(1)就学前施設において</li> <li>(2)支援を必要とする子どもに係る担当者の会議</li></ul></li></ul>	•••••6 実施
	4. 小学校等との滑らかな接続	7
	5. 関係機関との連携	8

### I. 乳幼児を取り巻く社会環境と本市の就学前施設の現状

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成が培われる極めて重要な時期であり、乳幼児期に培った非認知能力がその後の生活に大きく影響するものとして、社会的にも幼児教育の重要性の認識が高まっています。

平成30年から施行されている幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「特別な支援を必要とする園児への指導」の項目の中にあるように、我が国においては、『障害者の権利に関する条約』に掲げられている教育の理念の実現に向けて、障がいのある子どもの就学先決定の仕組みの改正なども踏まえ、障がいのある子どものみならず、教育及び保育上特別の支援を必要とする子どもが在籍している可能性があることを前提に、全ての職員が特別な支援を必要とする子どもへの保育の目的や意義について十分に理解することが不可欠であると明記されています。

就学前施設は、適切な環境の下で支援を必要とする子どもが、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等(以下「保育者」という。)や他の子どもと集団で生活することを通して、一人ひとりの発達の特性に応じた保育を受けることにより、将来にわたる生きる力の基礎を培う経験を積み重ねていく場であります。友達をはじめ様々な人々との出会いを通して、家庭では味わうことのできない多様な体験をする場でもあります。

これらを踏まえ、支援を必要とする子どもを保育する場合には、集団としての保育の機能を十分生かして、園生活の場の特性と人間関係を大切にし、その子どもの発達の状態や特性に応じて、総合的に発達を促していくことが大切です。

そうした中、本市の公立保育所(園)、こども園、私立保育園(にじいろ保育実施園)では、統合保育事業として、こども発達支援センター「あすぱる」の心理療法士や児童指導員等と連携を図り、巡回相談や発達相談を活用して、支援及び配慮の内容や子どもの状況等について情報を共有し、個々の発達の状態に応じた関わり方の工夫と配慮を組織的かつ計画的に行っています。

公立幼稚園においては、総合教育センターや伊丹特別支援学校と連携を図り、教育相談等 を活用するとともに、拠点園と連携を密にして、個々の発達の状態に応じた指導内容や指導 方法の工夫を組織的かつ計画的に展開しています。

その他の私立幼稚園や認定こども園、私立保育園においても、個々の子どもの実態に応じて関係機関による巡回相談等を活用し、各園で支援方法の工夫をしながら一人ひとりの子どもに寄り添った取り組みがなされています。

また、こども発達支援センター「あすぱる」では、発達に支援を必要とする子どもに対して、相談や療育、専門的なリハビリテーションなどを通して、個々に応じた支援と早期療育の充実を図っています。併せて民間の児童発達支援事業所の増加に伴い、支援の方法や場所が多様化している現状があります。

#### Ⅱ. 基本理念

本市では、すべての子どもに質の高い幼児教育を提供するため、平成29年(2017年)に「幼児教育の推進に関する基本方針」を定め、平成30年(2018年)に幼児教育を充実するための施策を総合的に推進し、次代を担う子どもたちの健全な育成に寄与することを目的とし、「伊丹市幼児教育の推進に関する条例」を策定しました。また、同年、「伊丹市幼児教育ビジョン」を策定し、愛情・自然・ことばをキーワードに、乳幼児期の子どもの育ちと学びを支えていくこととしています。

【伊丹市幼児教育ビジョン】



#### 【愛情】

愛情を土台とし、一人ひとりの子どもが周りの 人に愛されることを大切にします。

- ① ありのままのわたしとあなたを大切にする
- ② 一人ひとりみんな違う~多様性を認め合う~

すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合い、一人ひとりの子どもが安心して生活するためには、愛情を土台とし、周りの人に愛され、自尊感情を育むことが大切です。障害や発達の課題は様々であり、その状態も多様であることから、就学前施設に携わる保育者や施設職員(以下「保育者等」という。)は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握することが大切です。そして、個に応じた支援と集団の中の一員としての支援の両面を大事にし、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に教育・保育を展開していく必要があります。また、ユニバーサルデザインに基づき、一人ひとりの発達の状況や必要性に応じた「合理的配慮」(※1)を提供するために、その充実を図るとともに、基盤となる「基礎的環境整備」(※2)の充実を図っていきます。

#### 支援を必要とする子どもの教育・保育 大切にしたい3つの視点

伊丹市の全ての就学前施設において、次の3つを視点にしながら、支援を必要とする子 どもの教育・保育を推進します。

- ○個々の発達を十分に理解し、発達の特性に応じた支援を行う中で一人ひとりの子どもに おける能力や可能性を最大限に伸ばす。
- ○多様性を認め合い、助け合い、心の育ちを大切にした、集団づくりを行う。
- ○すべての子ども達が共に育ち合うことに喜びを感じる教育・保育をめざす。
- ※1「合理的配慮」…障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有、行使することを確保するために、就学前施設が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ※2「基礎的環境整備」…「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備のこと。施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないものとしたもの。

#### Ⅲ. 今後の方向性

#### 1. 一貫した支援

#### (1) 支援を必要とする子どもへの具体的な関わり

支援を必要とする子どもとは、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、ADHD(注意欠陥多動性障害)、医療的ケア児などの ほか、行動面などにおいて「困り感」があり、発達障害の可能性のある場合も含まれています。支援をする際には、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領のほか、文部科学省が作成する「障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的二一ズを踏まえた学びの充実に向けて~」(令和3年6月) などを参考にしながら、全ての保育者等が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、どの施設に所属していても、その子どもに合わせた支援が提供できるようにしていくことが重要です。

また、障害の種類や程度によって一律に内容や方法が決まるわけではないため、生活上などの困難が個々に異なることに十分留意し、適切な関わりを行うことが重要です。

#### (2) 保育者等の姿勢

すべての保育者が、個々の子どもに対する配慮の必要性を共通理解するとともに、連携に

努める必要があります。子どもが安心してゆとりをもって周囲の環境と十分に関われるよう、 保育者等は子どものありのままの姿を受け止め、発達を促していくことが大切です。 個々 の特性等に応じた配慮を行う際は、保育者等の理解のあり方や関わり方の姿勢が、周りの子 ども達に大きく影響することに十分留意することが必要です。その上で温かい人間関係づく りに努めながら、子ども達が互いを認め合う肯定的な関係を作っていくことが大切です。

#### (3)『サポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」』の作成

『サポートファイル・個別の教育支援計画「ステップ★ぐんぐん」』(以下、「ステップ★ぐんぐん」という。)は、発達による課題があり、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加を促進するため、乳幼児期から学校卒業後まで長期的な視点において、一貫し的確な支援を継続的に行うことを目的に、各施設で作成します。就学前施設と小・中・高等学校間において「ステップ★ぐんぐん」を活用した連携を図り、有効な指導や支援方法を確実に引継いでいきます。

特に、個別の支援にあたっては、子どもを取り巻く家庭生活や地域での生活を含め、一貫した支援を行うことが重要であるため、保育者、家庭や医療、福祉などの関係機関が相互に連携を図るため、それぞれの側面からの取組を集約した個別の支援計画を作成する必要があります。実際にどのような支援が必要で可能であるかを念頭に、目標を立て、自らの施設はもちろんのこと関係機関のそれぞれが提供する支援の内容を具体的に記述することで、支援内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなります。また就学先である小学校等へ支援内容を引き継ぎ、切れ目ない支援に有効です。就学の際には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することも必要です。

#### (4)「個別の指導計画」の作成

「個別の指導計画」は、個々の発達の実態に応じて適切な支援を行うことを目的に各施設で作成します。個々の実態把握を的確におこない、一人ひとりの目標、支援の内容及び方法を明確にして、適切かつ具体的に作成する必要があります。作成にあたっては、専門機関(医師、こども発達支援センター「あすぱる」、総合教育センター、伊丹特別支援学校、保健センターなど)の助言又は援助を活用しつつ、個々の発達の状態などに応じたきめ細かな支援内容や方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとします。

#### (5)「ステップ★ぐんぐん」と「個別の指導計画」の活用

「ステップ★ぐんぐん」と「個別の指導計画」を有効に活用するためには、担任又は担当する 保育者だけに任せるのではなく、全ての保育者等の理解と協力をもって、運営上の特別な支 援の保育の位置付けを明確にし、組織の中で担任又は担当が孤立することのないよう留意 する必要があります。

そのためには、施設長のリーダーシップの下、組織全体の協力体制づくりを進め、二つの計画についての正しい理解と認識を深めて、保育者等の連携に努めていく必要があります。

#### (6)医療的ケアが必要な子どもに対する体制整備

医療的ケアが必要な児童が在籍する施設においては、「幼児教育・保育施設における医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」に基づき、当該児童が健康で安全な園生活を送ること及び保護者の負担軽減を図ることを目的に必要な支援を行います。また、本ガイドラインでは、市としての標準的な内容を示しており、活用に当たっては、各施設の実情に合わせて検討することとしています。

#### (7)保護者支援

子どもの発達の状態は、家庭での生活とも深く関わっているため、保護者との密接な連携の下に子どもと関わることが重要です。就学前施設においては、保護者が、来園しやすく相談できるような雰囲気や場所を用意し、保護者の思いや願いに寄り添い、具体的な支援方法等を共有する必要があります。個別懇談、進路の相談など様々な機会を捉えて連携を図り、周りの保護者に対しても、子どもの発達の過程やその支援のあり方に対する理解(正しい知識)を得るとともに、保育者と保護者の共通理解や情報共有が図れるように努めることが大切です。

#### 2. 拠点園の活用

拠点園は、下記のとおりです。ブロック別の拠点園を中心に、市内の公私立就学前施設が 集い、共に教育・保育の質の向上を図ります。

拠点園の役割の 1 つとして、支援を必要とする子どもとその保護者には、存分に体を動か して遊べる場の提供、心身の伸長を図ることができるような機会の提供をします。また、保護 者の相談の場や保護者同士の情報交換の場としても有効活用することとします。

#### 【就学前施設 拠点園】

わかばこども園 さくらだいこども園 みずほ幼稚園

おぎの幼稚園 ささはらこども園

以上の5園を拠点園とし、公私立就学前施設のインクルーシブ教育・保育を推進します。また、保育者を対象とした、専門書籍や教材の貸し出し、大型遊具の貸し出しを行うなど、情報提供と情報発信を継続的に行います。

#### 3. 保育者の専門性の向上

就学前施設において、支援を必要とする子どもの発達の理解に基づいた適切な支援の充実を図るためには、保育者の専門性の向上が不可欠です。様々な機会を活用し、インクルーシブ教育・保育に係る保育者のスキルアップを図っていきます。

#### (1)就学前施設において

各施設において、支援の必要な子どもの実態を踏まえて子ども理解や具体的な支援方法 について保育者同士が共有し、巡回相談等を活用しながら研鑽を深めます。

#### (2)支援を必要とする子どもに係る担当者の会議

(インクルーシブ教育・保育担当者会=通称:にじいろ保育担当者会)の実施

支援を必要とする子どもに係る担当者の会議(インクルーシブ教育・保育担当者会=通称:にじいろ保育担当者会)においては、具体的な支援方法や発達の課題に関する理解と対応、多様性を認め合う集団づくりについて理解を深め、各施設の取組の内容や振り返りなどの情報交換を行います。

「にじいろ」という文言には、様々な個性が集うという多様性を踏まえたインクルーシブの観点を用いて、それぞれの色が輝き、集うことでさらに輝きが増していってほしいとの願いを込めている。

#### (3)研修の実施

幼児教育センターやこども発達支援センター「あすぱる」、総合教育センター、伊丹特別

支援学校等が実施する様々な研修に参加し、発達の理解や支援方法、保護者支援等について学び、日々の実践とその振り返りの中で専門性を向上させていきます。

#### (4)各施設、保育者の振り返り

教育・保育内容の振り返りについては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子ど もの心の育ちや意欲、取り組む過程などに注目し十分配慮を行います。

各施設、保育者においては、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組みます。①実態の把握(アセスメント)、②目標の設定、具体的な指導計画の作成(P)、③実践(D)、④評価(C)、⑤修正、⑥総合評価を基に保育の見直しや改善(A)を行い、保育内容の実践と保育の質の向上を目的として、この一連の流れを繰り返し行います。



#### 4. 小学校等との滑らかな接続

就学前施設においては、乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行うものであり、それが 小学校以降の生活や学習の基盤となります。発達や学びは連続しているため、就学前施設か ら小学校への移行を円滑にする必要がありますが、小学校教育の先取りをするのではなく、 それぞれの発達と接続期にふさわしい保育を行うことが最も重要なことです。

就学前施設においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた保育を展開し、 幼児期に身につけた力を就学以降の生活で十分発揮できるよう、小学校1年生における学習 につなげていくことが重要です。そのためにも、日頃から互いに保育や授業を見合い、それ ぞれの子どもの発達の特性を知り、相互に連携を図ります。

その中で、特別な支援を必要とする子どもについて、就学前施設と、小学校、特別支援学校の間で、一貫した支援を行う取り組みが必要不可欠です。そのためにも、小学校、特別支援学校の教職員が子どもの実態把握をするために、入学前に各施設を訪問して、子どもが集団

の中で過ごしている様子を観察することや、情報交換会を実施し、併せて保護者が個別に小学校や特別支援学校への相談や見学を行うなど、細やかな連携を図っていきます。

#### 5. 関係機関との連携

支援を必要とする子どもの中には、複数の療育機関、医療機関、相談機関等で、療育、診察、相談等の支援を受けている場合があります。子どもにとって有効で一貫した支援が行われるためには、それらの機関が連携して、お互いに情報を共有し、支援方針の共通理解を図る必要があります。

支援を必要とする子どもに関わる全ての保育者等が、多面的な視点をもって支援内容を考え、専門機関(こども発達支援センター「あすぱる」や総合教育センター、伊丹特別支援学校、幼児教育センター等の関係機関等)との連携を図り、情報を共有しながら、より適切な支援ができるようにすすめていきます。

### 支援を必要とする子どもの教育・保育のあり方 (基本方針)~就学前施設編~

発行 伊丹市教育委員会

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1-1

TEL (072)780-4313